

簡易版BCP「これだけは!」シート(新型コロナウイルス感染症対策版)

策定·最終更新日: 令和 6 年 1 月 30 日

従業者(社長・役員・従業員・パート・アルバイト・派遣社員等)とその家族を守るため、そして事業を継続させることで、地域・社会に貢献するため、このシートを策定します。

| 1 | 耳: | 太 | 售 | 去层 | |
|---|----|----|----|----|---|
| | 來, | Æ. | 18 | ŽΝ | , |

| 企業名・屋号・工場名など | (株)アワハウス | 所在地 | 大阪市西区阿波座1-6-1 JMFビル西本町01 8階 | 事業継続目標 (注1) | 利用者への訪問介護サービス提供(特に独居利用者) |
|--------------|--|-----|----------------------------------|-------------|--------------------------|
| 事業継続方針 | ・利用者及びその家族、従業者及びその家族の人命安全を最優先する。 ・事業継続に必要な体制を構築し、災害等の緊急事態の発生時においても優先して必要な人材を確保し、介護サービスの提供責任を果たす。 | | 主な委託先 (注2) (仕入先・協力会社・運送会社・派遣会社等) | (株)テクリオ | |

hituy

| 2. BCPの発動条件 | どの段階で感染者が発生した場合にBCPを | を発動するかを考えます。 | |
|--------------------|-----------------------|--------------|---|
| □ 国 (|)□ 都道府県(|)□市町村(|) |
| ② 自社拠点(利用者および従業者 | ≸等の感染) □ その他(| |) |
| ※主な委託先において感染者が | が発生した場合、BCPを発動させる必要があ | ります。 | |

3. BCPの発動時の組織体制 緊急時の組織体制を事前に決定します。

| J. DCI VJJUEDI | - グィンション・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ | <u> </u> | | | | |
|----------------------|---|--|------------------------------|----------------|------|----------|
| 1 炸芋者問办迪怒方法 | l ' | NS(LINE等でグループ作成) 電話 EB会議システムを通じた従業者間の連絡方法もあります。 | $\sqcap \overline{\epsilon}$ | その他(| |) |
| BCP担当 | ①情報担当責任者 | 最新の感染症に関する情報を収集するとともに社内外への 情報発信を行う。 | 担当: | 瓦井 | 副担当: | 加納 |
| 社長 (司令塔) | ②供給担当責任者 | 感染者発生時・事業中断時における利用者に対する供給 責任に関する対応を行う。 | 担当: | 五井 加納 | 副担当: | 塩見 大塚 |
| ※社長が対応できない場合 | ③予算担当責任者 | 感染予防及び感染者発生時に必要とされる予算の管理 を行う。(衛生用品・資金繰り等) | 担当: | 岡田 | 副担当: | 植島 |
| に社長の代理として司令塔 を担う方 | ④現場担当責任者 ⑤居宅介護支援 | 感染症に対する予防対策・感染者対策・復旧対策につい て現場での対応を行う。 | 担当: | 塩見・大塚 南野・岸本 | 副担当: | 越智 |
| 瓦井・加納 | ⑥特命担当責任者 | ①~④の役割と責任の範囲外のことで、別途責任者を定める必要がある場合に、特命担当責任者を選任する。 (例・法務等) ※必要に応じて選任 | 担当: | | 副担当: | |

4. 予防対策 感染者の発生及び事業の中断を未然に防ぐための対策を事前に決定します。

| | 原則(適用∮るものに☑) | 日任独目ルール |
|----------------------------------|--|---|
| 情報収集と社内へ の情報提供 | □ 日本政府及び関係省庁、大阪府WEBサイトにて最新の情報収集する(①)□ 収集した情報は全従業者に情報提供を行う(①) | 収集した情報を全体発信情報と個別発信情報に整理し、 個人情報保護に配慮しつつ担当従業者に情報提供を行う (①) |
| 新型コロナウイルス感 染症に関する社外へ の情報発信 | □ 自社の取り組み (予防対策、感染者対策、復旧対策)を情報発信する (①)□ 主な委託先にも同様の取り組みを求める (①②) | 一般社団法人日本感染対策協会より認定を受け、全社的 に感染対策を推奨する環境を作り、HP等にて発信予定 |
| 健康管理の徹底 | ☑ 健康観察を実施する(発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等) (④)▼ 手洗い及び手指の消毒を徹底する(④) | 従業員同士でお互いの体調を気にかける風潮を作り、自分自身のみならずお互いの体調管理を気にかける環境づくりを会社として勧めている。 簡易抗原キットを自由に使える環境を備える。 |
| 事業所内への立 入制限 | 図 来訪者の入退管理を行う(④)□ 来訪者の立入可能エリアを限定する(④) | 事業所内においても出入りの際の手指消毒及びマスク着用 のお願い、退去後のテーブルや椅子の消毒等を行う |
| 対人距離の確保 | □ 時差利用や人数制限を行い、対人距離を確保する(④) □ 対人距離を2 m以上(最低 1 m)確保する(④) □ 食事の際は対面にならないように、静かに食事をし、マスクなしでの会話をしない(④) | 食事の際は対面にならないように座席を調整している。食事 の直前まではマスク着用を推奨。 |
| 社内設備の消毒 | ☑ 頻繁に接触する場所を重点的に消毒する(④)☑ 消毒作業に際しては保護具を着用する(マスク・ゴーグル・ゴム手袋等)(④)□ 消毒に用いた保護具は消毒又は専用のごみ袋に入れて廃棄する(④) | サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器等を各部屋に備 え置き、換気を推奨している |
| 勤務体制の変更 | ☑ 勤務体制の変更を行う(④)□ 情報セキュリティの強化を行う(管理者パスワードの変更、アクセス権設定、IT機器や紙媒体の持ち出し管理等)(④) | コロナ罹患の利用者宅へのサービス時においては、利用者の体調具合等に柔軟に対応し、サービス提供時間の分割や短縮等することにより、従業員へのコロナ罹患リスクの低減を図りつつ業務を継続している |
| 出張や外出の制 限 | □ 事業継続上、最低限の場合を除き、新型コロナウイルス感染症が流行している 国や地域への出張を禁止する(④) | 利用者、従業員とも、一般に報道等で注意喚起されているコロナ罹患り スクの高い場所には、たとえ勤務日以外に置いても出来るだけ避けたり、 どうしてもリスクの高い場所に行かねばならない場合には、最善の注意を 払いつつの行動を取ってもらえるようお願いしている。 |
| 事業の縮小又は 拡大等 | ☑ 事業継続目標の需要増減を見据えた事業の縮小・撤退・拡大を検討する(②) | 事業継続の前提として、如何にサービス提供可能な人材の確保をし、また、サービス内容・時間を必要最低限にすることで、可能な限り多くの利用者への対応が出来るように |
| 事業継続に必要 な物資・サービスの 確保 | □ 自社の事業継続に必要な物資・サービスを洗い出し、それらを調達する予算 を算出して確保する(③) | 定期的に備蓄ストックの見直し、補充を行っていく |

(注2) 主な委託先: 感染者が発生した場合に、自社の事業が中断してしまう関係性にある相手方で、サプライチェーン対策の対象となる組織です。

| _5. 感染者 | ■ 感染者対策 自社や取引先において感染の疑いがある者又は感染者が出た場合の対策について事前に決定します。 | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|
| | 原則 (適用するものに図) | 自社独自ルール | | | | |
| 従業者に感 | ☑ 発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等の症状がみられる際は、出社しないよう 従業者に周知徹底する(④) | | | | | |
| 染の疑いがあ る | ☑ 症状がみられる際は、上長に報告させるとともに、かかりつけ医等の地域の身近な 医療機関に電話相談し、その指示に従う(④) | | | | | |
| 場合 | ② 毎日、当該従業者に検温を実施させ、体調を記録する(④) | | | | | |
| | ☑ 体調不良を押して無理な勤務をしている従業者がいないか随時確認する(④) | | | | | |
| | ☑ 保健所の指導に基づき、(1)濃厚接触者の特定に関わる調査協力、(2)消毒 指導に応じた消毒作業等に速やかに対応する(④) | | | | | |
| | ② 感染事例を踏まえた更なる予防対策を検討・導入し、全従業者に対して周知徹底する(①④) | | | | | |
| 従業者が感 | ☑ 利害関係者(主な委託先、取引先など)に対して対応状況の周知を行う(①②) | | | | | |
| ル ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | ※感染者が特定されることがないように留意する | | | | | |
| 米した場合 | □ 対応状況や供給に関するお問い合わせ窓口を設置する (②) | 別紙「コロナ対応マニュアル」参照 | | | | |
| | ☑ 感染後症状軽快に至るまで1週間程度の健康観察を実施することとし、体調を確認しながら復帰させる(④) | (¥¥serve3¥ourhouse¥MyDocument¥感染 | | | | |
| | ※職場復帰時は、差別などが起こらないよう充分配慮する | 症対策委員会¥その他の書類¥コロナ対応マニュアル R2,12) | | | | |
| 従業者の同居 の家族に感染 | □ 従業者の同居家族に対する予防対策・感染者対策を指導及び周知徹底する(④) | | | | | |
| の疑いがある場 合 | ☑ 従業者の同居家族の体調不良についても、上長に報告させる(④) | | | | | |
| 従業者の同居 の家族が感染 した場合 | 当該従業者は濃厚接触者扱いとなるため、保健所の調査や5日間の自宅待機による 健康観察に協力し、その指示に従う(④) | | | | | |
| 関連事業所等 において感染者 が発生した場 合 | ┃ 行動復歴を関連事業所寺から聴取し、従業者との接点(訪問・米訪)の有無を把握 | | | | | |
| 事業の縮小 等 | □ 事業継続目標への影響が最小となるよう、対象範囲を明確にした事業の中断・自粛、縮小・ 撤退を行う (②) | 発災時の労働力総数からどの程度復帰するのかを、部課長で早急に メドを打ち出し、全社に発信・共有することで、可能な限り早急に業 務継続を見極める。 | | | | |

6. 復旧対策 感染者発生後の事業復旧又は自粛からの緩和において実施する対策を事前に決定します。

| | 原則(適用するものに図) | 自社独自ルール |
|--------------------|---|--|
| 事業の再開 | 急激な復旧は新たな感染拡大を引き起こす可能性があるため、段階的な事業復旧を行う (②④) | |
| | 供給責任や自社の収益への影響を考慮し、優先順位などを踏まえた供給再開を行う(②) | 別紙「コロナ対応マニュアル」参照 |
| 臨時態勢の 維持 | 新たな感染拡大が発生した場合に、再度速やかに事業の縮小・撤退ができるよう、臨時の 態勢を維持する(④) | (¥¥serve3¥ourhouse¥MyDocument¥感染症対策委員会¥その他の書類¥コロナ対応マニュアルR2,12) |
| 協調的サプライ チェーンの確立 | ☑ 他事業所等の復旧スケジュールとその内容を把握し、足並みを揃えた事業復旧を行う(②④) | |

参考: 府制作動画「中小企業における新型コロナウイルス感染症対策」をご覧いただくとより理解が深まります。

4. 予防対策·····動画内5. 感染者対策····動画内

opter 3 Chapter 4

Chapter 6

Chapter 4

*「Chapter○」部分をクリックすると



感染予防をこころがけよな!

ひとりひとりが

※文中の()内の数字は、上記「3. BCPの発動時の組織体制」に記載の各担当責任者が担う取り組みのことです。

当社は上記の感染症対策を実施します。 次回 令和6 年 4 月に見直します。